

## 1 本市における学校部活動の現状について

本市の中学校における部活動は、これまで生徒のスポーツ活動・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、生徒の自主的・主体的な参加による活動を通じて、責任感や連帯感を涵養し、自己調整力の育成にも寄与するなど、大きな役割を担ってきました。

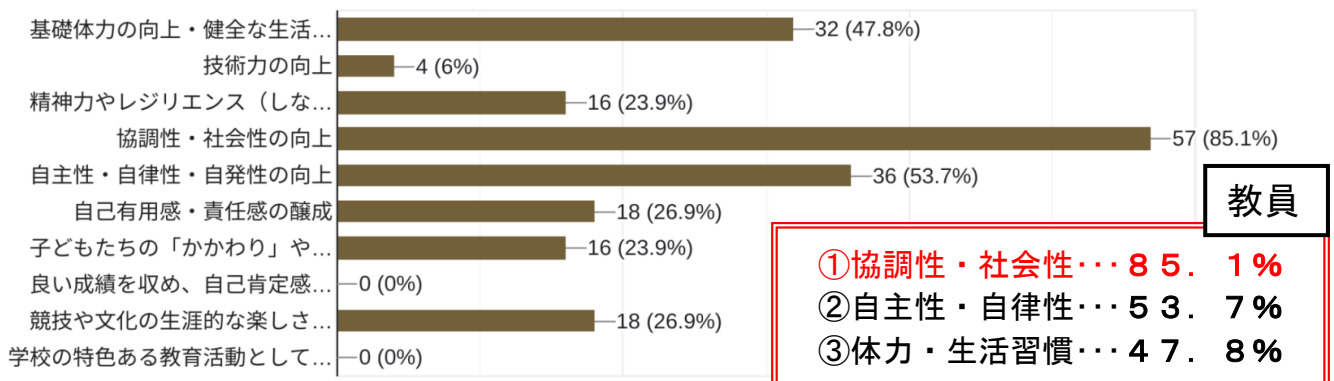
令和4年9月に実施した関係者アンケートにおいて、生徒を対象として「部活動に取り組んでいる状況」について尋ねたところ、88.7%の生徒が「熱心に取り組んでいる」と回答するように、中学生が高い熱意をもって取り組む教育活動であるということがうかがえます。

また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、学校教育の一環として、異年齢との交流の中で行われることで、生徒・教師間における人間関係の構築を図ったり、自己肯定感や愛校心の醸成を生むといった教育的意義だけでなく、地域と学校との大きな一体感を生んだりするなど、学校運営にも大きく貢献してきたところです。

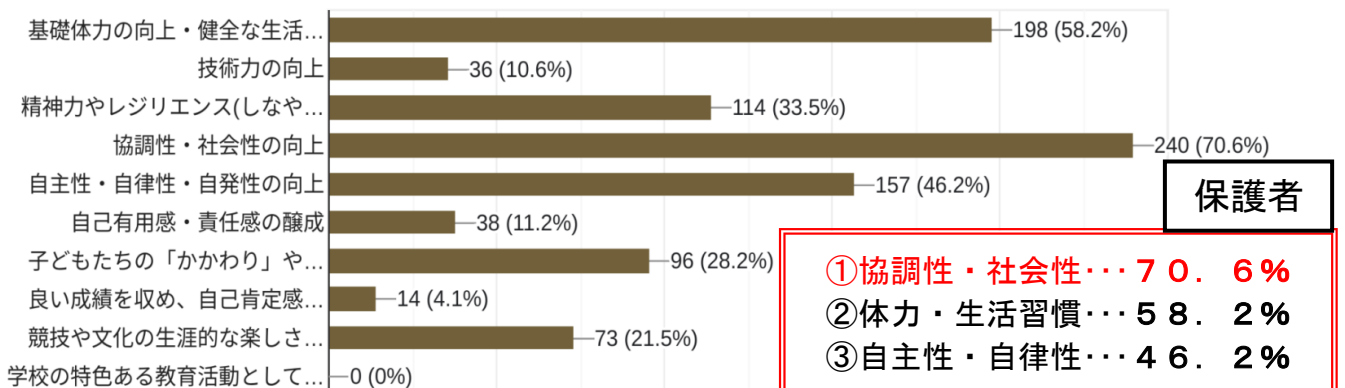
前述の関係者アンケートでも、部活動顧問を務める教員と生徒保護者を対象として「中学校部活動の存在意義や、部活動を通じて身に付けさせたい資質・能力」について尋ねたところ、いずれも部活動を通じて、中学生にもっとも身につけてほしい力は、やはり「協調性・社会性」であるという回答であったことから、非常に有意義な教育コンテンツの一つであることがわかります。

Q. 中学校部活動の存在意義や、部活動を通じて身に付けさせたい資質・能力について、ご自身の考えと最も近いものを「3つだけ」選んでください。

## 教員 Q5「活動・指導目的」



## 保護者 Q6「活動・指導目的」



その一方で、休日も含めた指導や大会への引率、運営への参画が求められるなど、教員にとっては大きな業務負担となっていることは、時間外勤務時間を小学校教員と比較しても明らかであり、中学校教員に対する多忙化改善への取組は急務であると捉えています。

市内小中学校 教職員時間外勤務調査結果				
令和4年4月～令和5年2月平均				
単位 (時間:分)				
	早出	残業	週休日	総時間外
小学校 (5校)	10:29	26:16	2:03	38:51
中学校 (2校)	8:41	27:46	<b>11:19</b>	<b>47:48</b>

## 2 国の動向について

学校における部活動の厳しい現状については、中央教育審議会や国会等においても指摘されており、これまでスポーツ庁や文化庁においても、部活動の運営の適正化に向けた改善方策や、地域との連携・協働、地域移行の方向性が示されてきました。

○新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について (中間まとめ) (平成29年12月中央教育審議会)

「部活動については、学校の業務として行う場合であっても、必ずしも教師が担わなければならない業務ではない」

○運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(平成30年3月スポーツ庁)及び文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(平成30年12月文化庁)

「学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ・文化芸術環境の整備を進める」

○新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)(平成31年1月中央教育審議会)

「地域で部活動に代わり得る質の高い活動の機会を確保できる十分な体制を整える取組を進め、環境を整えた上で、将来的には、部活動を学校単位から地域単位の取組にし、学校以外が担うことも積極的に進めるべき」

○衆議院文部科学委員会の附帯決議及び参議院文教科学委員会の附帯決議(令和元年11・12月)

「部活動を学校単位から地域単位の取組とし、学校以外の主体が担うことについて検討を行い、早期に実現すること」

差を解消することを目指すもの」

○学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について(令和2年9月文部科学省)

「令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動の指導を望まない教師が休日の部活動に従事しないこととする」

○運動部活動の地域移行に関する検討会議提言(令和4年6月スポーツ庁)及び文化部活動の地域移行に関する検討会議提言(同年8月文化庁)

「休日の部活動の地域移行を達成する目標時期については令和5年度の休日の部活動の段階的な地域移行開始から3年後の令和7年度末を目途とする」

○学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン(令和4年12月スポーツ庁・文化庁)

「学校部活動の地域移行は、『地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。』という意識の下で、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境の一体的な整備により、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することを目指すもの」

「休日における地域クラブ活動への移行をおおむね達成する目標時期について、国としては、令和5年度の移行開始から3年後の令和7年度末を目途として想定し、この3年間を改革集中期間と位置付けて重点的に支援」

### 3 野々市市のこれまでの取組

本市では、令和元年度に「持続可能な体制づくり検討組織委員会」(以下「検討組織委員会」)を設置し、教育委員会事務局職員と市内中学校長で会を構成し、部活動を取りまく課題等について、年1回の情報交換や研究を行う場を設けてきました。

令和4年度については、国の新たな提言が出されることを見越して、様々な立場や専門的な視点を加えた協議等を行うことが必要であるという認識のもと、学識経験者・研究者、両中学校の部活動後援会の代表者、市スポーツ団体と市文化団体の代表者、民間スポーツ団体の代表を委員に加えて拡大強化し、新しいメンバーを加えた計12名で、幅広い議論や協議を進めているところです。

開催日	会議名等	会場
令和元年5月14日(木)	部活動指導員配置事業実施に係る 持続可能な体制づくり検討組織委員会(1)	野々市市役所
令和3年2月5日(金)	部活動指導員配置事業実施に係る 持続可能な体制づくり検討組織委員会(2)	野々市市役所
令和4年2月2日(水)	部活動指導員配置事業実施に係る 持続可能な体制づくり検討組織委員会(3)	野々市市役所
令和4年8月9日(火)	令和4年度野々市市部活動における 持続可能な体制づくり検討組織委員会 第1回検討委員会	野々市市教育センター
令和4年11月17日(木)	第2回検討委員会	野々市市教育センター
令和4年12月12日(月)	野々市市部活動における持続可能な体制づくり 研修会	野々市市文化会館フォルテ
令和5年3月24日(金)	第3回検討委員会	野々市市役所

また12月12日には、市ぐるみで段階的な土日部活動の地域移行を目指していくにあたって、指導者の派遣等の連携先として期待される「市スポーツ・文化団体」や中学校保護者も合わせた各関係者が、部活動の地域移行に関する情報の共有を行う必要があることから、検討組織委員会と市PTA連合会の共催により、東海大学教授で柔道男子日本代表前監督の井上康生氏をリモート講師として招き、説明会兼研修会を開催しました。



持続可能な体制づくり研修会(12月)

この推進計画案も、検討組織委員会における協議や上記研修会における講師の助言等をもとに策定したものです。

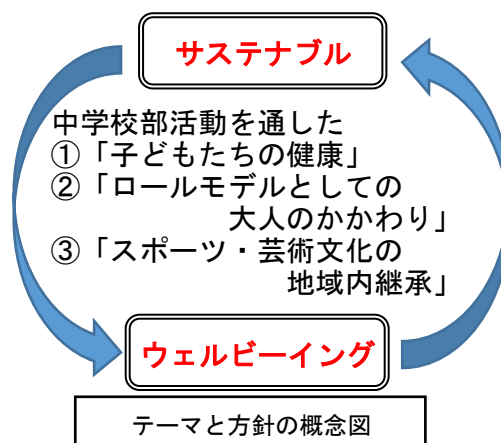
#### 4 本市における学校部活動の在り方と改革の方向性について

部活動の地域移行という課題については、長らく日本で続いてきた「学校部活動」という教育文化そのものの、大きな歴史的転換であるとも捉えており、中学校における働き方改革を推進するとともに、令和4年度から導入した「コミュニティ・スクール」の取組と有機的に連動することにより、学校と地域との協働・融合がより推進され、学校の教育活動の質の向上につながるものと考えています。

また、この地域移行は、生徒の望ましい成長のために、地域の持続可能で多様な環境の一体的な整備により、地域の実情に応じて、スポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することを目指すものであると捉えています。

これらの状況を鑑み、本市としては、市内中学生と先生方、そして地域住民の「ウェルビーイング(心身と社会的な健康)」の実現、そして地域と連携した部活動の中でたくましく育った子どもたちが、将来的には、市内のスポーツ及び文化活動の新たな担い手となり、ひいては「サステナブル(持続可能)」な形で、次の次世代の子どもたちの指導者候補となっていくというビジョンを、まずは地域の大人が思い描ける共通理解が大切であると考えます。

加えて、大きなテーマとしては、中学校部活動を通した「①子どもたちの健康」、「②ロールモデルとしての大人のかかわり」、「③スポーツ・芸術文化の地域内継承」の3点を大きな軸とし、それらを「サステナブル」、「ウェルビーイング」という2つの概念で包むことができる仕組みづくりが、本市が第二次総合計画の中で目指している、「市民協働のまちづくり」「SDGsの推進」「野々市ファンの拡大」のそれぞれの方角性とも合致すると考えています。



#### 5 部活動の地域移行の見通しと目標について

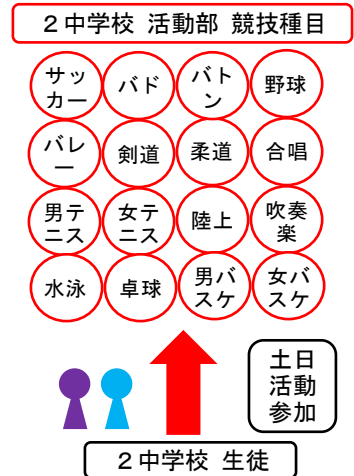
令和4年度に国が示した提言及びガイドラインでは、休日における部活動の地域移行について、その目標時期を、令和5年度の開始から3年後の令和7年度末を目途と想定し、この3年間で改革集中期間と示しているところですが、検討・準備事項が多岐にわたることや、地域の協力と理解、国や県の財政的支援なしではその実現が難しいと考えています。

しかしながら、コンパクトシティを特色の一つとして掲げる本市においては、関係団体との密な連携

や協力体制、市内に2つある四年制大学との連携協定、そして施設利用の高いアクセシビリティが期待できることから、工夫次第では、運動部・文化部を問わず、他市町では実現が難しいような、持続可能で素晴らしい運営フレームが構築できる可能性もあります。

具体的には、市内2中学校の部活動計16種目（サッカー、バドミントン、バトントワーリング、軟式野球、バレーボール、剣道、柔道、合唱、男子ソフトテニス、女子ソフトテニス、陸上競技、吹奏楽、水泳、卓球、男子バスケットボール、女子バスケットボール）を対象とし、その運営主体を段階的に移行できるよう、その部活動数を成果目標として段階的に設定することとします。

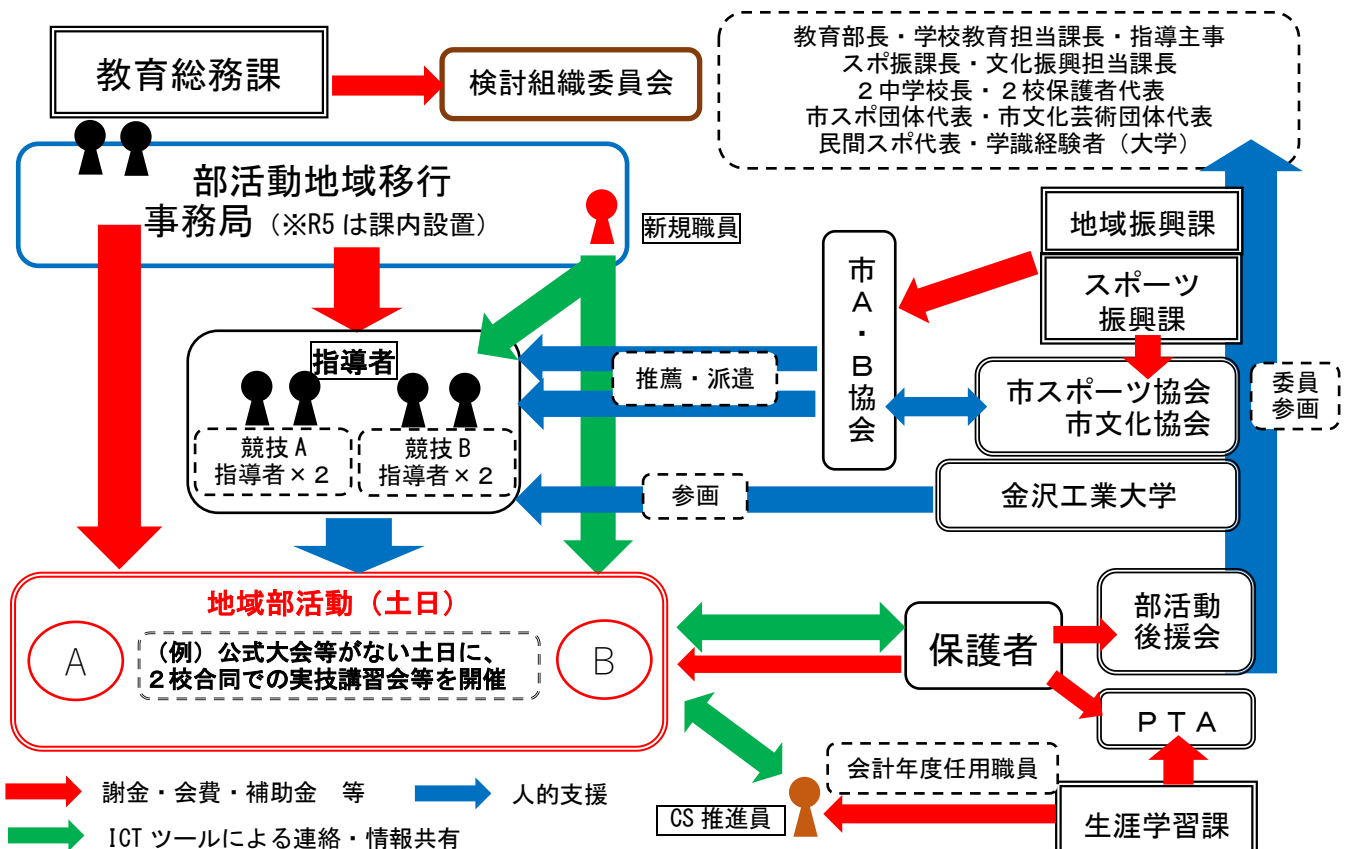
移行に必要な事業費等については、国や県の実証事業や補助金助成事業を注視しながら、可能な限りそれらを活用できる準備を進めることで、早期の計画実現が図れるよう努めるものとします。



年度目標	地域移行による土日の活動ができる部活動数	運営事務局の職員数
令和5年度	1または2	1
令和6年度	4	1
令和7年度	8	2
令和8年度	16	2

## 6 推進体制と事務局について

下記イメージ図のとおり、教育総務課が中心となって検討組織委員会と事務局を運営するとともに、関係機関・団体との連携・協働を図ります。また、状況の変化や計画の進捗によって見直し等を図りながら、地域移行を段階的に進めていきます。



## 7 参加対象者について

令和5年9月以降、野々市中学校と布水中学校に在籍する生徒において、地域における土日の部活動への参加を希望するすべての生徒とし、またその保護者より参加及び会費等の負担に対する同意を得られていることが前提となります。

中・長期的な視点においては、可能な限り多くのスポーツ・文化活動に触れる経験機会の確保の観点からも、土日に参加する部活動が、在籍校における所属部活動と異なる種目・競技であっても差し支えない形態が理想的であると考えています。

また、「ウェルビーイング」と「サステナブル」の観点からも、地域の大人たちとの関わりの中で、競技や文化の生涯的な楽しさに触れながらたくましく育った子どもたちが、将来的には市内のスポーツ及び文化活動の新たな担い手となっていくことを目指していきます。

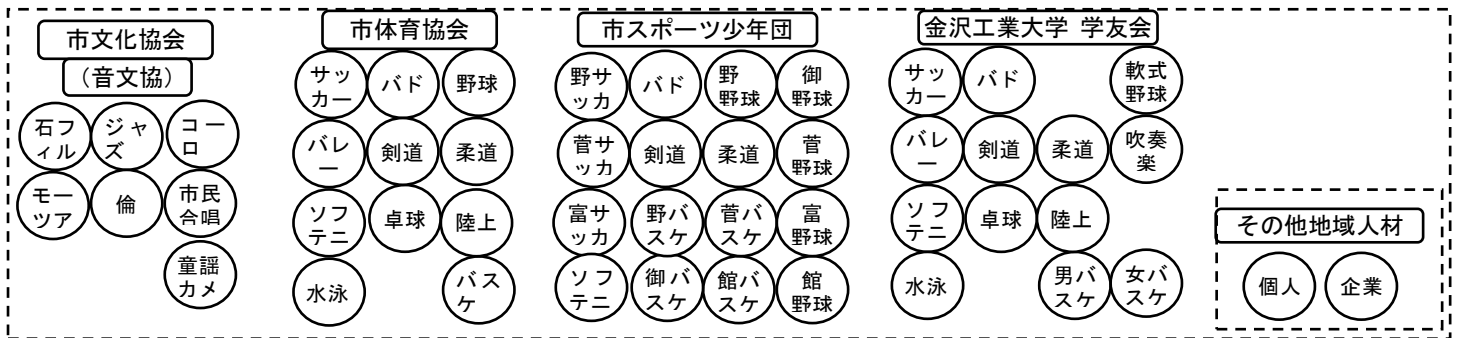
## 8 活動の受け皿について

年度ごとに、両中学校における部活動ごとの部員数は、生徒自身の希望によって大きく推移し、また地域部活動に対する参加ニーズやタイミングも一律ではないことが想定されます。

また、生徒が多様なスポーツ・文化活動に、主体的・自主的に参加できる機会を確保するには、地域の様々な方から関わってもらえる体制づくりが必要となります。

現時点において、土日の部活動の受け皿となる活動団体等につきましては、市体育協会、市文化協会、市スポーツ少年団、市内の大学、民間スポーツ団体を想定しており、指導者の推薦や派遣をしていただくことを想定しています。

ただし、その受入れに向けた準備や組織体制の構築の進捗については、競技や種目等の性質上、各団体において大きく異なるものと思われますので、年1～2回実施するアンケート調査等により、生徒・教員・関係団体の各状況やニーズ等を把握しながら、本市の推進計画のスケジュールと無理なく、なおかつ適切に結び付けられるように努めていきます。



## 9 指導者について

地域の多くの大人が「ロールモデル」となり、学校における教育活動以外の場において、中学生に対して健全な成長を促すきっかけをつくることは、これまで本市の中学校が、生徒指導において、“のいちっ子を育てる”市民会議との連携のもとで大切にしてきた「地域の子どもを、地域の大人が育てる」という大切な視点であり、多様性や指導者の確保という観点からも、市内の様々な立場の方が関わっていただくことはたいへん有意義なことです。

その一方で、中学生を指導するにあたって、教育的側面も理解した上での適切な指導を行う地域人材



であることを担保することは、生徒及び保護者の安心と信頼を得るためには、必要不可欠な要素であると考えています。

競技や種目等によって、公認ライセンスや指導者資格等による多少の差はありますが、その主旨は、科学的根拠に基づく適切な技術指導や安全指導、豊かなコミュニケーションや適切なコンプライアンス遵守に裏打ちされたマネジメント力を担保するためのものであると捉えています。

例年、部活動指導員が年1回受講している県教委主催の研修会や、国や各競技団体等が主催する指導者講習会への参加を義務付けるなどの取組により、指導者の質の担保に努めていきます。

## 10 指導を希望する教職員への対応について

令和5年1月に文科省より「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について（手引き）」が示されました。

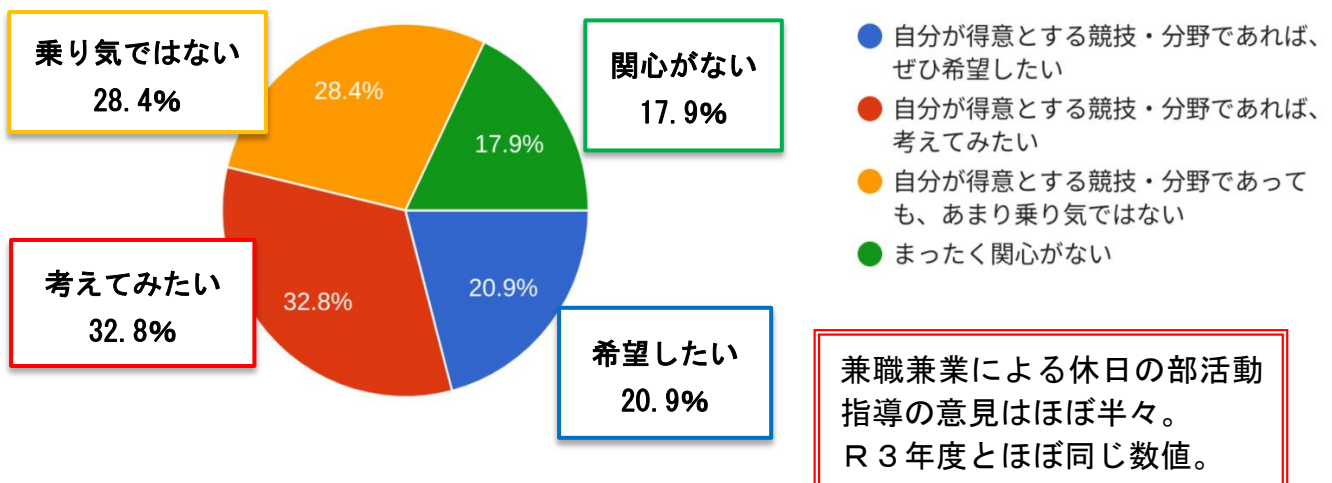
本市においては、令和4年9月に実施した中学校教員へのアンケート結果からは、兼職兼業による休日の部活動指導への参画意志については、53.7%の教員が前向きに捉えており、これは前年度のアンケート結果とほぼ横ばいの数値となっています。

今後については、従事する教師の心身の健康を確保するという「ウェルビーイング」の観点からも、学校長を通じて、本人の意志を丁寧に確認し、当該教師の勤務校での時間外勤務を含めた労働時間と、地域における部活動指導に従事する時間を合算した時間を、適切に管理を行った上で、兼職兼業の許可を出すこととなりますが、緊急時等において、所属校の教師としての業務を優先することが求められることや、無償ボランティアとして指導する際の形態にも考慮しながら、まずは「改革推進期間」内での運用を進めていきます。

また現在、部活動の指導に携わっている部活動指導員や外部指導者、ボランティアの方々についても、平日の部活動との調整の上で、制度上は地域移行後の活動に関わっていただくことも差支えありません。

## 教員 Q7「兼職兼業」

国の提言では「地域部活動での指導に従事することを希望する公立学校の教師等については、本来業務への影響が生じないことや、労働時間等の条件を整えば、“兼職兼業”の許可を得た上で、地域部活動の運営主体の下で報酬を得ての従事が可能となる」とされていますが、このことについて、ご自身の考え方に最も近いものを1つ選んでください。



## 11 活動場所について

本市は13.56平方キロメートルの面積の中に立地する、市が管理するスポーツ・文化施設と、2つの中学校の校舎及びグラウンド等を有効活用することで、練習場所や人的資源等といったハードウェアについては、その最適解を探りながら地域移行を進めていくことができるメリットがあります。

その利用については、学校敷地内の活動スペースであれば、適切な施設利用ルールに基づき、また教員や保護者に可能な限り負担がかからない形で、他の部活動との調整を図る中で、土日については優先的に利用できることが望ましいと考えます。

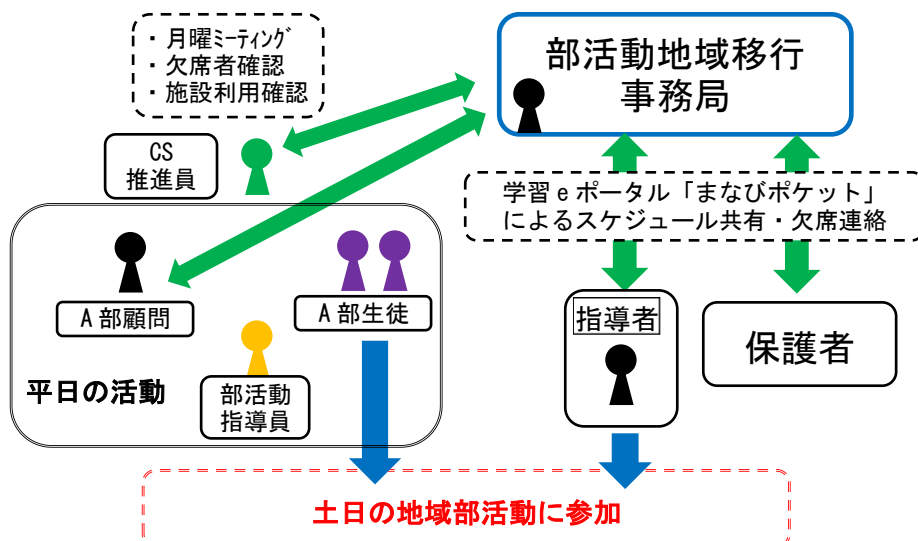
また、文化部活動（吹奏楽・合唱）についても、本計画によって、市音楽文化協会との連携による土日の活動の地域移行が進められていくこととなりますが、大人数編制やパート別練習に伴う場所や指導者の安定的な確保等の課題が想定されます。例えば、市文化会館フォルテの有効活用や、両中学校をそれぞれパートごとに分けての練習会場とするなど、合理的かつ効率的な運用が可能となる形を検討していきます。

## 12 ICTを活用した連絡体制について

令和4年9月に実施した関係者アンケートにおいても、「今後、地域が主体となって行われる土日の部活動において、生徒及び保護者が、指導者や運営団体との連絡手段として、ICTを活用するべきである」という設問で、指導者の派遣等を想定している「スポーツ・文化団体関係者」と「保護者」に尋ねたところ、96.1%の団体及び保護者が「ICTを積極的に推進・導入すべきである」という回答があり、高い関心がうかがえました。

本市では、令和4年度より全ての小中学校において、学習eポータル「まなびポケット」が導入され、付随する「保護者連絡機能」の試用も開始しています。学級担任からの発信される情報が、保護者のスマートフォンなどを通じて即時共有できるようになったことから、この枠組みを利用することで、事務局を通じての一斉連絡により、日時や活動場所等について、部活動顧問と指導者、保護者との情報共有が可能になるとともに、保護者からは事務局に対して、土日の欠席や連絡を行うことも可能となります。

また、指導者と学校、部顧問との連携については、令和4年度より「CS（コミュニティ・スクール）推進員」が、地域連携という役割のもとで、両中学校に職員が配置されています。休み明けの月曜日等に、事務局との情報交換の場を設けて、欠席状況等のデータや生徒指導の情報について共有することで、顧問の先生と地域の指導者とのつなぎ役になることを想定しています。





### 13 会費や経費等について

これまでの部活動では、平日を含めて中学校教員がその指導を担っているために、生徒に対する直接の指導料が生じず、部活動ごとに必要となる諸経費のみ、部活動顧問が保護者から直接徴収し、その運用や会計業務を行ってまいりました。

加えて、市内の2つの中学校では、年額約5,000円を「部活動後援会費」として保護者が部活動後援会に納入し、その資金の一部を、各部の大会参加費や登録費用、必要とする備品・用具の購入等に充て、可能な限り公平な形で、子どもたちに還元される仕組みになっています。

また部活動は、学校管理下による活動に含まれることから、怪我等の発生時においても、スポーツ振興センターの保険適用があることから、上記の会費等も含めたとしても、保護者が負担する金額は、比較的低廉な額となっている現状がありました。

しかしながら、部活動の地域移行に伴い、指導料の発生や、管理下“外”の活動になることによる保険加入等の金銭的負担が増えることが想定されることから、その徴収方法も含めて、保護者の理解が得られるよう、丁寧な検討を進めていく必要があります。

令和4年9月に実施した保護者を対象とするアンケート結果からも、84.4%の方が、地域移行そのものについては肯定的な意見を示している一方で、31.8%の方が、新たに発生する「賠償保険」に対する負担増に懸念を示しています。また具体的に、「土日に月4回の活動を想定した場合、その場合の会費として適切と考える金額」を尋ねたところ、回答による平均額は月1,447円、また「部活動後援会」への会費については、77.9%が現状維持となる金額を希望しているという結果となりました。

こうした状況下ではありますが、令和4年12月に開催した研修会においても、講師からは「教員や地域の指導者のボランティア精神だけでは難しい時代になってきており、中学生の大切な時期に心身の成長のために必要となる教育を施すためには、保護者が負担するという受益者負担の考え方は原則であり、将来的な準備を進めていただくことが大切である。」という助言もいただいたところです。

本市としては、「サステナブル」の考え方からも、誰ひとり取り残すことなく、家庭の経済状況に関わらず、中学生が地域での活動に親しむ機会を確保することは重要であると考えています。保護者の家計負担軽減につながる枠組みについては、国による実証事業や補助金交付等への申請、地元企業等との連携や協力、低廉な額での施設利用許可等を含めて、先進地の好事例を注視しながら、今後も検討を続けていきます。

### 14 その他

本計画は、検討委員会における協議のもと、関係部署や関係団体・機関が連携して施策を進めるとともに、必要に応じてその評価と分析を行いながら、国や県の動向を注視し、適宜見直しを行うものとします。